

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人男女共同参画地域みらいねっこの定款の規定に基づき、理事の職務権限を定め、業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、法令及び定款の定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として当法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 役員会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事に報告する。

(定款に定める業務を執行する理事)

第5条 代表理事以外の業務を執行する理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事が定める担当業務を分掌し、執行する。
 - (2) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を代表理事に報告する。
- 2 代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、互選によって選任された理事が職務を代行する。

第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、代表理事の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、代表理事の承認を経て行う。

附則

この規程は、令和7年2月20日から施行する。(令和7年2月6日代表理事承認)

(別表) 理事の職務権限

決裁事項		
項目	決裁権者	
	代表理事	事務局長
事業計画及び予算の案作成に関する事	<input type="radio"/>	
事業報告及び決算の案の作成に関する事	<input type="radio"/>	
人事及び給与制度の立案に関する事	<input type="radio"/>	
重要な使用人以外の者の任用に関する事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
出張に関する事		<input type="radio"/>
契約の締結	<input type="radio"/>	
契約の金額の範囲内の支出		<input type="radio"/>
法人の諸規程・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出（旅費交通費等）		<input type="radio"/>
法人の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出以外の支出で、一件につき1万円以上の支出	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
法人の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出以外の支出で、一件につき1万円未満の支出		<input type="radio"/>
冠基金の設置に関する事	<input type="radio"/>	
テーマ別基金の設置に関する事	<input type="radio"/>	
助成要項の作成と決定に関する事	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
助成金交付決定に関する事	<input type="radio"/>	
助成金の交付に関する事、すでに助成金交付決裁後の助成金交付（随時交付など）に関する事		<input type="radio"/>
特に重要な事業の実施に関する事	<input type="radio"/>	

その他の事業の実施に関する事		○
職員の教育・研修に関する事		○
職員の賞罰に関する事	○	
渉外に関する事		○
福利厚生に関する事		○
当法人が行う寄付に関する事	○	○
特に重要な寄付の受入に関する事	○	○
訴訟に関する事	○	
外部に対する文書発簡（特に重要なもの）	○	
外部に対する文書発簡（特に重要なもの以外のもの、 または決裁後に随時発簡するもの）		○

決裁権者が複数におよぶ決裁事項については、○印のいずれかの者の決裁による。